○○療養通所介護

療養通所介護（地域密着型通所介護）　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社○○が開設する○○療養通所介護（以下、「事業所」という。）が行う療養通所介護事業（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、事業所の看護職員又は介護職員（以下「従業者」という。）が、当該事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等の適切な療養通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

２　事業の実施に当たっては、その状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努める。また、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

３　事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称　　○○療養通所介護

基準上置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えないですが、定期的に見直しを行う等、実態と大きな差が生じないようにしてください。専従、兼務の有無は記載不要です。

1. 所在地　横浜市○区○町１－１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

　　①　管理者（看護師）　１名（常勤）

　　　　管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

　　②　看護職員　　４名（常勤２名、非常勤　２名）

　　　　看護職員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練等の業務に当たる。

　　③　介護職員　　２名（常勤１名、非常勤１名）

　　　　介護職員は、療養通所介護の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

祝日の営業の有無を必ず記載してください。

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

　　①　営業日　　　　　：月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。

　　　　　　　　　　　　　ただし、12月29日から１月３日を除く。

　　②　営業時間　　　　：８：３０～１７：００

サービス提供時間は複数単位ある場合、単位ごとに記載してください。

　　③　サービス提供時間：９：００～１６：００

（療養通所介護の利用定員）

第６条　療養通所介護の利用定員は次のとおりとする。

　　　　９名

（療養通所介護の内容）

第７条　療養通所介護の内容は、次の通りとする。

　一　日常生活上の世話

　二　食事の提供　　※

※印の項目は、事業所でサービス提供しない場合には削除してください。

　三　入浴　　　　　※

　四　機能訓練

　五　レクリエーション

　六　健康チェック

　七　送迎

　八　相談

　九　家族指導　　　※

（短期利用療養通所介護）

第８条　事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合に、利用定員の範囲内で、短期間の療養通所介護（以下「短期利用療養通所介護」という。）を提供する。

２　短期利用療養通所介護は、当該事業所の登録者の利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、利用定員の範囲内である場合に提供することができる。

３　短期利用療養通所介護の開始に当たって、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

（療養通所介護の利用料その他の費用の額）

第９条　療養通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該療養通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割、２割又は３割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

２　第９条の通常の事業の実施地域を越えて行う療養通所介護に要した交通費は、次の額を徴収する。

実施地域は客観的に場所が特定できるようにすること。○○区南部や事業所から○○Ｋm以内などは適切とはいえません。区の一部とする場合は、具体的な町名を記載してください。

　　通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分１㎞ごとに35円。往復分を徴収する。

３　利用者の希望によるその他の費用

交通費を請求できるのは、通常の事業の実施地域を越えた地点からです。

　一　昼食代　　600円（おやつ代100円を含む）

　二　おむつ代　100円、パット代　50円

昼食を提供する場合の記載例。おやつの金額を明確にしてください。

　三　教養娯楽費　実費

　四　急なキャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。

　　　前日の午後５時までに連絡がない場合　昼食代相当額

４　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

５　利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

６　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

実施地域は客観的に場所が特定できるようにすること。○○市南部や事業所から○○Ｋm以内などは適切とはいえません。区の一部とする場合は、具体的な町名を記載してください。

（通常の事業の実施地域）

第10条　通常の事業の実施地域は、中区、南区、港南区とする。

　　　ただし、港南区は野庭町、日野１丁目から４丁目のみとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条　利用者が療養通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りとする。

　　一　事業所内の設備及び備品等は、本来の目的に従って使用していただくこと

　　二　体調によっては入浴等を中止していただく場合があること

　　三　利用をキャンセルする場合には、前日の午後５時までに連絡していただくこと

一～三は例示ですので、事業所ごとに設定して記載してください。

（緊急時等における対応方法）

第12条　事業所は､利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合等に備え、主治医とともに、その場合の対応策について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておくものとする。また、利用者の主治医と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

２　事業所は、緊急時の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮する。

３　事業所の職員は、利用者に対するサービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ定めた緊急時の対応策に基づき、速やかに主治医又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第13条　事業所は、利用者に対する療養通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

２　事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

（非常災害対策）

第14条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年２回以上定期的に行う。

（虐待の防止）

第15条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

　(1)　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

　(2)　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

　(3)　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての重要事項）

第16条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

事業所の研修計画に従って決定してください。

新規採用者の研修をどのくらいの期間かけて行うか記載してください。

研修と秘密保持については必ず記載してください。

　　①　採用時研修　採用後○ヶ月以内

　　②　継続研修　　年□回

２　従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、療養通所介護の提供に関する記録を整備し、保管する。

５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社港町介護サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

　この規程は令和６年４月１日から施行する。